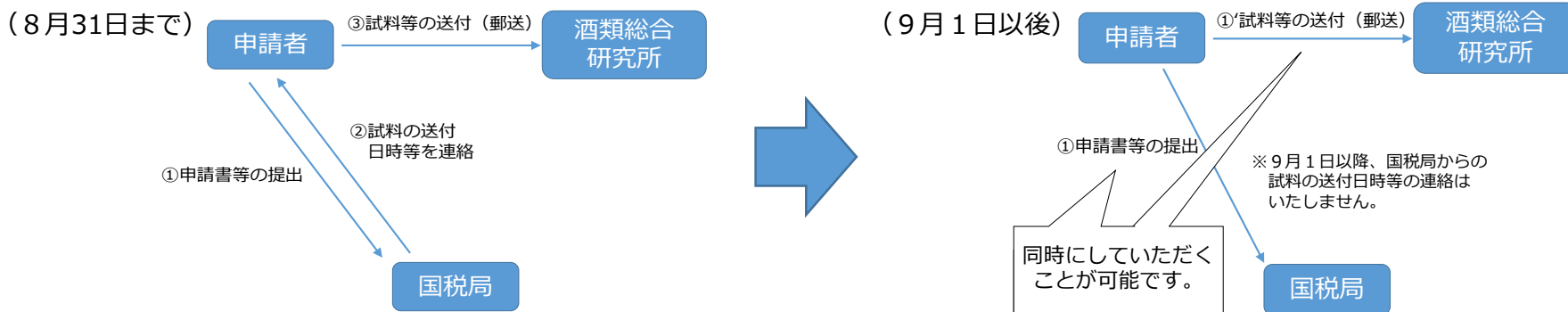


我が国から輸出する酒類に関し、国税局又は税務署において発行している以下の証明書について、日本産酒類の更なる輸出拡大に資するために、その発行の迅速化を図ることとしました。

- ① 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を起因とした各種証明書^(注)（6か国）
(注) 製造日証明書、製造地証明書及び放射性物質検査証明書
- ② ブラジルへ輸出される酒類についての原産地証明書
- ③ オーストラリアへ輸出されるウイスキー等の貯蔵年数に関する証明書

発行手続の迅速化に向けた取組

- 1 各種証明書の発行までの事務プロセスを見直し、申請書等を受領してから以下の日数で証明書を発行するよう努めます。
 - ・上記①（製造日証明書及び製造地証明書）、②及び③ おおむね4営業日以内に発行
 - ・上記④（放射性物質検査証明書） おおむね6営業日以内に発行※ 書類の補正や内容の確認が必要な場合は、これ以上の時間を要する場合がございます。
- 2 放射性物質検査証明書の申請の際は、国税局への申請書の提出と同時に独立行政法人酒類総合研究所へ試料を送付することができることとしました。また、試料とともに独立行政法人酒類総合研究所に提出していただく書類は、「分析試料明細書（写し）」のみに削減しました。



- 3 上記①及び②の証明書の申請に当たっては、「[輸出入・港湾関連情報処理システム \(NACCS\)](#)」による電子申請が便利です。

・ 申請書の郵送に要する日数が削減され、証明書が手元に届くまでの期間が短くなります。